

# ◆よくあるお問い合わせ

Q1.衛生用品は、どのようなものが補助対象になるのか。

A1.マスク、ガウン、清拭クロス、消毒液などの防護具や消毒用品です。  
体温計、パルスオキシメーター、パーティション、ごみ箱などの器具・備品、おむつなどは対象外です。

Q2.PCR検査費用や、抗原検査キットの購入費は対象になるか。

A2.検査費は、一定の条件に該当する場合しか対象になりません。  
京都府ホームページの「交付要領」の別添1をご確認ください。

Q3.いったん感染が収束したが、今年度中にまた発生するかもしれない。  
今年度の費用をまとめて申請するのか。

A3.年度内に複数回の申請が可能ですので、助成金を早くお支払いするためにも、領収書等がそろい次第、感染収束後2箇月以内を目途に、早めの申請をお願いします。

Q4.施設内療養への補助額が追加される「要件」とは。

A4.定員29人以下の施設では4名以上、定員30人以上の施設では10人以上の施設内療養者がおられる日は、増額対象になります。**(令和5年10月分から、一部見直しされています。Q7をご覧ください。)**

Q5.補助上限額は。

A5.Q4の施設内療養への支援額を含め、年度単位で施設種別ごとに上限額が決められています。

(例) 介護老人福祉施設(広域型) 38千円 × 定員数  
通所介護事業所(通常規模型) 537千円(1事業所当たり)  
ただし、クラスターになった場合等は、京都府(京都市内の事業所は京都市)を通じて国に個別協議した上で、上限額の引上げが可能です。

Q6.申請書の提出先や様式は。

A6.提出先は京都府高齢者支援課(電子申請)です。様式や提出先等、詳細は、京都府ホームページを参照してください。(京都市内の事業所の提出先等については、京都市介護ケア推進課にお尋ねください。)

Q6.令和5年10月からの見直し内容は。

A6.概要は以下のとおりです。詳細は、交付要綱を参照してください。

	～令和5年9月	令和5年10月～
割増賃金(危険手当等)	上限なし(社会通念上妥当な範囲)	1人1日4千円、月2万円が上限
時間外勤務手当	上限なし	上限なし(変更なし)
施設内療養(基本分)	1人1日1万円	1人1日5千円
施設内療養(追加補助)	1人1日1万円	1人1日5千円
追加補助要件(定員30人～)	療養者同一日5人以上	療養者同一日10人以上
追加補助要件(~定員29人)	療養者同一日2人以上	療養者同一日4人以上